

# 令和7年9月甲良町議会定例会会議録

令和7年9月24日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |     |   |
|-----|---|
| 第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 第2  | 認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について                    |
| 第3  | 認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第4  | 認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第5  | 認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第6  | 認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第7  | 認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について          |
| 第8  | 認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について         |
| 第9  | 議案第45号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第3号）                      |
| 第10 | 議案第46号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                |
| 第11 | 議案第47号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）                |
| 第12 | 議案第48号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                |
| 第13 | 議案第49号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 第14 | 議案第50号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 第15 | 議案第51号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）                   |
| 第16 | 議案第52号 和解につき、議決を求めることについて                         |
| 第17 | 意見書第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかに対応を求める意見書（案） |
| 第18 | 意見書第5号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書（案）        |
| 第19 | 議員派遣について  |

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	福 原 守	2番	木 村 誠 治
3番	藤 居 吉 也	4番	山 田 光 義
5番	小 森 正 彦	6番	西 川 誠 一
7番	野 瀬 欣 廣	8番	木 村 修
9番	西 澤 伸 明	10番	丸 山 恵 二

## ◎会議に欠席した議員

な し

## ◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊 谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学校教育課長	橋 本 善 明
会 計 管 理 者	大 野 けい子	社会教育課長	大 山 弥 一
税 務 課 長	望 月 仁	吳竹センター館長	上 田 真 司
企 画 監 理 課 長	山 崎 志保美	総務課参事	村 田 典 茂
住 民 人 権 課 長	宮 川 哲 郎	保健福祉課参事	中 川 樹 一
保 健 福 祉 課 長	丸 澤 俊 之	建設水道課参事	寺 居 彦 友
産 業 課 長	西 村 克 英	総務課長補佐	宮 寄 一 海
長寺センター館長	大 野 正 人		

## ◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美 書 記 山 下 悠 斗

(午前10時15分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和7年9月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 西澤議員、1番 福原議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日は、何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号は、和解につき、議決を求めるものであります。

これについては、現在裁判で係争中の住宅新築資金等の貸付に係る返還請求について、裁判所の勧めもあり、早期終結のため和解する運びとなったことにより、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第2 認定第1号から日程第8 認定第7号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われましたので、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員会委員長 それでは、朗読をもって報告させていただきます。

令和7年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

予算決算常任委員会委員長 西川誠一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

## 2、審査経過。

認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

町税の滞納について、収入があるのに払わない場合と、収入的に払えない人があり、滞納問題をどう見ているのかとの問い合わせに、その方の背景については課内で話し合い、地道に督促や催告通知などを行い、納税の相談に乗りながら納付を促しているとのことであった。

軽自動車税について、車を買い換えた場合、滞納があれば、滞納分を払った上でその車の納税証明書を出しているのかとの問い合わせに、1台ごとの管理のため、その車の納税があれば発行せざるを得ないとのことであった。

滞納がある場合、給付金は出ないのかとの問い合わせに、国からの給付金は滞納に関係なく給付するが、町の各種施策の補助金は、滞納者に対する補助金交付の制限に関する規則により、申請された本人に滞納があれば交付の制限があるとのことであった。

ふるさと応援寄付金について、返礼品や事務費があるので、100%の金額が自治体に入らないため、公平性に欠けることから、国において制度の見直し

をしているのかとの問い合わせに、制度改革の話は聞いていないとのことであった。

歳出の部。

総務管理費の近江鉄道線輸送安全確保事業 2,514万4,000円は、大規模修理などの更新等の予定は計画に上がっているのか、また、負担金等の見直しは今後あり得るのかとの問い合わせに、沿線10市町の負担金を取りまとめているのは近江鉄道線管理機構で、大きな変動がないよう10年スパンで計画が立てられている。負担割合は協定で締結したものであるため、全市町合意がないと変更はないとのことであった。

維持管理費の地域おこし協力隊事業は、都市部からの転入でなければ特別交付税の対象外となるとはどのようなことかとの問い合わせに、本町は過疎地域のため、都市部からの転入の場合、人件費等が特別交付税の対象になる出身地要件があるとのことであった。今回、計画していたが雇用できなかったということかとの問い合わせに、3組が見学に来たが、正式な応募には至らなかったのは、出身地要件を満たさなかつたこと等、マッチングがうまくいかなかつたとのことであった。

社会福祉費の平和のモニュメント整備工事 200万円について、その所有と管理はどうなつかとの問い合わせに、モニュメントは町の所有で、町が管理をするが、周辺の雑草は法養寺区の管理となることであった。その管理については、規定が必要ではないかとの問い合わせに、そのようにしていきたいとのことであった。

保健衛生費の不育症治療費助成事業の対象者人数はとの問い合わせに、条件的にも煩雑にあるものではなく、対象者はなかつたとのことであった。

清掃費の不法投棄監視・収集運搬業務委託 156万円7,500円はどのような内容かとの問い合わせに、合特法の事業の一部であり、業者に委託して月2回町内を巡回していることであった。パトロールしているのを見たことがないので、写真だけでなく、詳細な報告と、監視が分かるような広報が必要ではないかという意見があった。

農業費の地域計画策定業務委託 227万7,000円は、担い手の高齢化等の問題を計画策定に入れる必要があるのではないかとの問い合わせに、課題の一つであり、10年後はなかなか設定できないので、3、4年後の現状での耕作者設定となっているとのことであった。

農業費のニホンザル個体数調整推進事業委託 227万2,050円について、今後の対応はとの問い合わせに、まずは近くの猿を減らすための対応をし、1市4町の湖東ユニット会議で協議し、加害がひどい5、6か所をまとめて専門家の審査会に出すとのことであった。

教育総務費の社会科副教材「わたしたちの犬上」製本事業 322万3,000円について、児童の反応はとの問い合わせに、令和7年度より使用し、意欲的に学

習している。年度末にはアンケートを実施することであった。

教育総務費の海外生徒とのリモート交流試行事業 62万5,000円について、その内容と生徒の反応はとの間に、クラス単位で行い、実施時間は45分程度で、1、2年生は年3回、3年生は年2回行った。これは、中学生議会での提案により実施されたものであり、交流や英語が楽しかったという反応であったとのことであった。

社会教育費の顕彰会等補助金 23万7,891円は、4つの顕彰会の金額が違うが、毎年の補助金と違うのかとの間に、4団体に出ており、上限が10万円で、事業に使用した金額で算出される。これ以外の補助金は把握していないが、令和7年度からは産業課の所管である観光協会の補助事業で対応することであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

マイナ保険証は、資格確認書があるが、全部統一されるのかとの間に、国としては統一に向かっている。町としては、マイナンバーカードの交付の啓発を進めていきたいとのことであった。

保険税の引上げはどうなっているかとの間に、今後統一されるが、県内19市町の動向を見ながら、順次上げていくように税務課と計画し、住民には広報等で周知していくとのことであった。

保険税の県統一について、本町は今年は引上げがなかった理由はとの間に、4方式から3方式の税率になったためであるとのことであった。

国保税の現年度の収納率が94.64%と昨年より低くなり、新規滞納者が39人である。その新規滞納者が増えた理由と対応はとの間に、払い忘れの方が多いので、年1回の催告書を年3回にすることであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

残区画が171区画で、当初一般会計からの貸付があったが、その残額と残区画を全て分譲したら一般会計からの貸付は回収できるのかとの間に、一般会計からの貸付は昨年度末現在額2,576万6,000円で、町内だと1区画23万円で販売するため、全部卖れたら3,933万円となり、回収できるとのことであった。

滞納状況で「催告無視」とはどのようなことかとの間に、分納しているが途中で支払われなくなり、文書を郵送しているが、相手から連絡がないものであるとのことであった。

使用許可を取り消すか、裁判をすればいいのではとの間に、最終は裁判だが、使用取消しの文書で反応を見て、未納が続けば法的措置を取る。また、無

視している方は訪問する予定であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

介護を受ける期間を減らす取組として、コグニサイズ教室を行い、65歳以上なら誰でも参加できるように枠を広げたが、参加人数が42人と少ない。今後、参加人数の増加はどう考えるかとの問い合わせに、広報やサロンに出向いて勧誘したが、新規の参加者募集は苦慮している現状である。今後も地道に広報は続けたいとのことであった。

65歳以上の人�数が2,272人で参加者42人だと、数値目標を立てる必要があるのではないか。その目標設定と取組はとの問い合わせに、65歳以上だと、働いている人がいるため、数値目標は難しい。また、介護予防は、働いている方が教室より効果的であるため、家で閉じ籠もっているのかなど細かく見る必要はあるとのことであった。

介護保険事業で、保険料が上がり、介護サービスの切捨てになることや、報酬単価の改正、事業所閉鎖等をどう考えているかとの問い合わせに、報酬単価のコメントは難しいが、全体的には、昨年、報酬単価の改善は見られた。個別には事業取りやめなどは聞いているとのことであった。本町の保険料の試算をすると、基金が来年足りない可能性が少しあるが、現在の水準は維持できる。昨年から今年のような1.13倍にはならない推移であるとのことであった。介護保険事業については、町長も以前から発言しているが、町単独は将来的には難しいので、国保が県下で統一されるように、介護保険についても広域化について県等にお願いしたいと考えているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

滞納者で金額が多い人がいるが、その背景はとの問い合わせに、現役で働いているが、保険料が上がり、未納となったとのことであった。前年の収入が高かったが、その収入が減ったためか、失業すると減免の対象になるので指導をとの問い合わせに、失業ではなく、滞納するまでは少額を分納していたが、年度が替わり、収入が多くなったため、保険料が上がり、滞納になったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

水道の共同化とは何か、また共同化はどこまで行うのかとの問い合わせに、維持管理の共同発注により技術職の仕事を補うことや、薬品等の共同発注で支出を抑えることなどである。共同化の最終的な目標は、滋賀県1水道であり、水源は各市町のものを使用し、料金体系もそのままだが、進んでいけば料金体系についても統一される可能性があるとのことであった。

新規滞納者 28人がなぜ発生したのかとの問い合わせに、スポット的な納付漏れの方であり、滞納が発生した段階で催告書を送付し、4カ月以上たっても未納がある方に関しては、給水停止の文書を送付して対応しているとのことであった。  
ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

負担金が増える仕組みについてどのようにになっているのかとの問い合わせに、流域下水道の管理者は市町の管理者に同意を得てから行うものであるとのことであった。

収納率が低く、1カ月分の滞納が1,855件もあるのはなぜかとの問い合わせに、口座振替の場合、月末引き落としとなり、入金が翌月となる。この会計は、3月31日時点で決算のため、1カ月分の滞納として上がっているとのことであった。

下水道耐震診断結果について、一部液状化する箇所が見られるが、耐震化工事が必要、不必要的ものの違いはとの問い合わせに、石が多い箇所は液状化するが、道路側の舗装されている箇所は下水道が地中深くにあり、地震の影響を受けにくいためとのことであった。

水道、下水道の滞納額に差異があるのはなぜかとの問い合わせに、分納の際は下水道料金を優先して徴収しており、その理由は、下水道料金に滞納があると延滞金が発生するので、滞納者の負担軽減のためであるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 本人の読み違いかと思うんですけど、2ページの歳出の部の一番下から2行目ですね。「条件的にも頻繁」を「煩雑」というように言われたと思いますが、これはどっちが合っていますかね。

○丸山議長 西川委員長。

○西川予算決算常任委員会委員長 失礼しました。「頻繁」でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 令和6年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。令和6年度一般会計決算について討論を行います。

令和6年度の決算において、まず、寺本町政の基本姿勢がどのようなものか考えました。「令和6年度決算審査に際して」と題する令和6年度事業と概括的総括において、私としての判断は次のとおりであります。

寺本町長にとっては、就任直後の予算編成として大変ご苦労があつたことだと思います。しかし、経常収支比率の悪化や財政調整基金の減少、その大本である自主財源の脆弱さ、また、税等の未回収滞納額の数億円を超える累積については認識済みだったと思います。にもかかわらず、建設及び開発、箱物事業を優先することが目立ちました。

その主なものは、尼子駅周辺の住宅用地確保事業です。これを人口減少対策と言いますが、新規住宅が建ちにくいという理由は、宅地が少ないだけではありません。現に、流出人口が流入人口よりも超過し、空き家が大量に発生しているのが現実です。造成事業、販売まで、本町が手がけるには、2年から3年のうちに100区画が完売できる見通しは極めて厳しいと言わざるを得ません。この事業に概算で8億円を超える財政投入をするのはあまりにも危険過ぎると思います。開発、箱物事業よりも、現在住んでいる人々が安心して住み続けられる暮らし、経営支援が大事なのではないでしょうか。

もう一つは、産業集積地についてであります。事業計画を立ててから既に今年で10年が経過をしています。北川元町長、野瀬前町長の両氏が進めてきました。京都新聞の2023年9月16日号によりますと、野瀬前町長は、過疎対策の最重点プロジェクトに位置づけ、中略ですが、雇用など何らかのプラス効果をもたらし、町全体の活性化の起爆剤になるようにしたいと意気込んでいました。町全体の活性化の起爆剤に本当になるのか極めて疑問です。これを引き継いだ寺本町長も、町税の增收、住民の雇用確保に寄与すると期待を込めています。しかし、現実は、当時の北海製罐工場の誘致にしろ、北落工業団地にしろ、地域住民の雇用や税の增收につながったのか、正面からの真摯な検証は見当たりません。むしろ逆ではないでしょうか。

私は、昨年、県と市町の連携による産業用地開発事業に町が応募したことに対して、昨年12月2日、三日月知事に意見書を提出しました。その主な内容は、地勢上、地理上も産業用地には向きであると、町が進める理由に挙げている人口減少防止、人口定着に資することには甚だ疑問であること、そして、いったん壊された豊かな自然環境は容易に元に戻らないことなどを訴えました。

一方、個々の事業では、住民の皆様に喜ばれ、歓迎されているものも多くあります。この7月まで半年間続けられた水道料金の基本料免除、補聴器購入補

助、学校給食費無償化などです。しかし、学校給食費無償化は令和9年で終了すると私の一般質問でも説明がありました。国に先駆けて、政権与党も無償化に向かって動き出してきた施策であるだけに、ぜひ継続できるように再考を求めるたいと考えます。

税等の滞納税の滞納金累積の大きさについてです。以前から指摘しているように、住民生活困窮化の深刻さの表れとして、その苦しみに見合う対策の中身が乏しく、もう一つは、数は少ないですけども、今までの無法に対する取組の弱さであります。毅然とした対応が今後求められています。令和8年度予算編成にあたっては、諸物価の天井を知らぬ高騰の中、主食である米不足、値上がりなどで町民の暮らしはますます厳しいものがあり、医療、介護、子育て、教育など、暮らし応援を優先する予算となるよう熱望してやみません。

最後に、昨年の総選挙と今年7月の参議院選挙で自公の与党が衆参とも過半数割れになり、大激動の政治情勢となつたと考えています。自公政権は、内政では、物価対策でも経済も無策、外交を旺盛にして平和構築に向かうのではなくて、トランプ大統領の言いなりに、ひたすら戦争準備のためのミサイル、戦闘機などの大軍拡を進めています。極右的、排外主義的な潮流の台頭など、日本はまさに歴史的岐路に立っていると考えています。私たち日本共産党は、この戦争前夜とも見られる情勢にあって、立場も党派も政治的信条も超えて、共に共同して闘おうと呼びかけております。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

この決算については、国保税の支払いが滞り始めた初期で、暮らしや収入状況などの相談体制を整えて、法令に基づく減免規定などを丁寧に告知し、説明

することが求められていると思います。

もう一つは、政府の指導に従って、県単位の国保事業として、県下一律の保険料に統一する方針だといいます。これは、まさに町単位の市町村の単位市町の自治権を奪って、その町に即した命と健康を守る保健事業が遠のいていく危険があります。よって、決算認定に反対するものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 制度が始まってから20年、かなり時間が経過をしています。国の運営方針がますます地方自治体を苦しめています。私たち日本共産党は、当面1兆円の予算を緊急に投入して保険料を引き下げることとともに、訪問介護事業など、報酬基準を引き上げることを求めていきます。

また、我が町の保険料は県下で一番高くなっています。とにかく高過ぎるの一言で、認定はできません。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 この会計については、事業については、繰り返し発言をしておりますが、75歳以上の罹病率が高くなる高齢者を一くくりにして、保険料、それから診療内容、診療報酬ともに大変差別的な扱いをしている制度です。町がその制度を利用せざるを得ないという状況がありますが、決算としては認定できないことを発言させていただきます。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 令和6年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 これも、甲良町で盗水事件がありました。かなり10年以上が経過をしてきていますけども、こういう中で特別委員会も設置をされて、疑惑の解明という取組が議会でもされました。行政の方も大変努力をしていただきました。しかし、まだまだ盗水疑惑は晴れたと宣言できるまでにはなかなかなりま

せん。そういう点では、今後、来年度、それからこれからもその取組を強めていただいて、盗水疑惑はありませんと県下にやっぱり知らせていくことが大事です。今はＳＮＳですぐに発信をされて伝わっていきます。そういう点も、悪いことは早く伝わっていきますけれども、いい取組ができるように求めたいというように思います。

もう一つは、県下で1水道計画が進行をしていることが委員会の中でも明らかになりました。これはやはり甲良町の取組、そういうことが遠のいていく、つまり住民自治から遠のいていく可能性もあります。確かに滞納金が多くてなかなか大変な状況があります。しかし、県下1本になりますと、今の水道料が下がることはない、そういうように思いますし、警戒が必要だと思いますので、決算としては賛成討論として意見を述べさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 令和6年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 流域下水道の利用単価が引き上げられることが県議会で承認されたことが発表されました。その引上げについての意見聴取、町に対する意見聴取に対して、寺本町長が賛成を返答されたとのことでありました。町政に対しては、税金の使い道が民生安定、医療、介護、教育、暮らし応援を優先すべきだと申し上げていただきたかったと残念でなりません。そういう点で、この決算そのものについても、今後の心配される内容がありますので、反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第7号は認定されました。

日程第9、議案第45号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 令和7年度の補正予算についての討論を行います。

今年の物価高騰には異常な急激さを感じます。その上、この夏、異常な命の危険を感じるほどの猛暑日が続きました。私の物価高騰への支援は検討したのかとの質問に対して、検討していないとの回答がありました。以前から暖房費補助を求めてきましたが、一貫して実施されません。豊郷町は、暖房費に冷房費を加えて8,000円の補助を実施しているとのことであります。我が町でも実現できないわけではないと考えます。仮に1万円を3,500世帯に給付すれば3,500万円、2万円でも7,000万円で済みます。この暮らししが厳しいとき、財政調整基金は、町民の命、健康、暮らし第一に使ってこそ値打ちがあるものではないでしょうか。

決算書において、令和6年度末で8億3,400万円が積み上げられており、一般会計分だけでも13億9,000万円です。財政調整基金は10億円を目標とするといいますが、何の根拠があるのでしょうか。今注目の備蓄米は、大飢饉や災害など不測の事態に備える国家施策の目的を持っているもので、町政では、異常気象や異常な物価高騰という緊急事態に町民にお助け資金として活用すべきではないかと考えます。12月議会に向けてや、臨時議会を開いてでも、暮らしと小零細企業、建設業者、労働者支援策を実施されるよう強く要請しまして、令和7年度一般会計補正予算案に反対をするものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

日程第10 議案第46号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

日程第11 議案第47号 令和7年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第12 議案第48号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第13 議案第49号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第14 議案第50号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第15 議案第51号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第16 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 和解につき、議決を求めるについて。

上記の議案を提出する。

令和7年9月24日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、和解につき、議決を求めるについて。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求める。

1、和解相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。

3、事件名、令和6年(ワ)第221号貸金等返還請求事件でございます。

4、和解の理由、本事件については、この和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、連帯保証人である被告に対し和解をしようとするものであります。

裏面をお願いいたします。和解条項(案)でございます。

1、被告は、原告に対し、337万9,548円及び内金306万2,377円に対する平成19年10月23日から支払い済みまで年10.95%の割合による金員の支払い債務があることを認める。

2、被告は、原告に対し、前項の金員のうち123万8,292円を、次のとおり分割して、原告が指定する口座に振込の方法で支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。(1)令和7年10月から令和17年12月の間、毎月末日限り金1万円。(2)令和18年1月末日限り金8,292円。

3、被告が前項の分割金の支払いを怠り、その額が2万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。

4、被告は、本件に関し、訴外2名のいずれに対しても求償しないことを約束する。ただし、被告が第1項の金員全額を支払ったときは、この限りでない。

5、原告は、本和解に基づく被告の支払いについて、民法所定の充当順序に問わらず、原告の判断で充当することができるものとし、被告はこれを承諾する。

6、被告は、本件に関する支払いを行った場合であっても、本件貸金を担保

するため設定された抵当権に代位(一部代位を含む)することはしない。ただし、被告が第1項の金員を全額支払ったときは、この限りでない。

7、原告は、被告に対し、本件和解及び前項記載の抵当権に関し、民法504条が定める責任を負わず、被告はこれを認める。

8、原告は、その余の請求を放棄する。

9、原告と被告は、本件に関し、原告と被告の間では、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

10、訴訟費用は各自の負担とする。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はございませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 全協においても幾つか議論がありました。質問がありました。そこで、もう一つしっかりと確認をしたいので、続けて聞きます。

1つは、経過記録ですね。交渉記録が残っているのかどうか。その中身で、本人の主張や本人の状況、どういうやり取りがあったのか、主な内容でも結構です。それを報告してください。それから、和解は裁判所からの和解であるかどうか。つまり、双方が承諾をして、認めて和解に進んでいくんですけども、始まりはどこからだったのか、本人からなのかという点で明確にしてください。

次に、和解条項のところですが、6、抵当権に代位することはしないとなっています。この意味を、この和解条項の中で記載をする意味、それから、その代位をしないという内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、その上の4、つまり、ここで、債務者と、それから連帯保証人とのことで、民民の内容を訴求しない。つまり、被告が借入人、それから保証人になっている人に対して求償しない、つまり、返してくれというように求めないわけですけども、それを入れた意味、この中に和解条項を入れなければならなかつた意味について説明ください。

もう一つ、最後は、資料の中の町の見解ですね。全協でも議論になりました。10年間の1万円ずつの返済ですけども、この10年は長いんじゃないかと。町の規定では5年になっているが、そのことが裁判の中で和解が成立していると判決と同じようになりますので、そのことを町の規定の上に行って、町の行政、町が行う中身をしぶってしまわないか、枠組みになってしまわないかという危険を感じるんですけども、その点はどうなのか。

この点、よろしくお願ひします。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 まず1点目でございますが、記録についてでございます。連帯保証人というよりは、当事者、原告の方に対しては、記録が残ってござ

ざいまして、その当時の部分も含めますと、一定、生活保護にもなっておられるというような記載もあります。その中で払える額をということの記載がありましたので、記録自体は残しているということでございます。

あと、2つ目の、この和解の案件について、本人からなのかどうかということでございますが、一応、うちの方としましては、本人、裁判所なりを通じて、弁護士の方からこの金額でということで、相手方の方からの提案を受け入れているという内容でございます。

3つ目でございますが、本件、担保の抵当の代位についてということでございますけれども、ここについては、連帯保証人の方のなおかつ一部の支払いということですので、全額、1番に書いています337万9,548円の全額を払っていただいた場合については、抵当権の設定が解除できるということになりますが、あくまでも一部の支払いということなので、ここについては、抵当権の設定を解除するということをしないということを書かせていただいている内容になります。

また、もう一つ、4番の被告、訴外になっている方に関してということになるので、今回、破産等で訴外になっておりますので、そういったところについては、先ほどの1番と同じように、全額を支払った場合のみに限りますので、ここについては同じ内容となってくると思います。

あと、最後、町の見解、10年、和解になった、5年の町の規則から10年に変わった、10年での支払いという中身については、裁判所の和解の案件で出てくる内容が優先するということにはなりますが、万が一これが滞った場合の規定も書かせていただいておりますのと、その後、何らかの理由で連帯保証人の和解しようとする方に対して何か事故があったとしても、家族の方等に今後また請求等していくことになりますので、基本的には、この内容で和解しながら、この内容を守っていただくということになろうかと思います。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 分かりました。それで、その上で、4のところで疑問が残るのは、町と被告との間の和解ですよね。その和解の中に、訴外になっている方の内容が入ってくる。つまり、被告が訴外になっている人には請求しませんよ。だけども、その後にあるように、ただしというところに書いていますけども、そういう民民の取引、民民の請求内容が和解の中に入れなければならなくなつた中身と、なぜなのかということが疑問で残るんですが、それはどうでしょうか。

つまり、被告さんが、こういう内容を入れてくれと、ないしは裁判所が和解するには訴外になった人に対しての対応も、こういう条件がありますよというのがあった方が和解しやすいとなつたのか。その点の経過であると思いますけ

ども。

○丸山議長 建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 一応、元は連帯保証人の方との和解になっていますので、2人は原告も含めて訴外になっている関係もありますので、そういった相手方、本人は連帯保証人という立場の中からこういう形で書いているという、裁判書からの提案ということになります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 この新築資金の返済が滞った問題では、以前から討論や意見をずっと言わせていただいております。なお、対策事業の大事な自立を求めていくという事業で、成功すれば、本当に終わりよければ全てよしというようになって、甲良町が持っているマイナスのイメージがうんと軽減される、解消されるという方向に進んでいくというように思います。そういう点でも、最後の産みの苦しみといいますか、最後の整理の苦しみだというように思います。以前から私も、公平公正な後始末というように表現をしてまいりました。そういう点でも、町の姿勢が試されますし、それから、町民の方が、やはり、国民の方がもちろんこれ町民の税金もそこに使われているわけですけども、そういう協力があってこそ、支援があってこそ同和対策事業の完了が近づいていくということですので、そういう立場で、ぜひとも町の幹部の皆さん対応していただけますよう要請をして、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第17 意見書第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第4号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかに対応を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和7年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、山田光義。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

9番、西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

提案する前に、請願では賛成多数で採択をされたことについて、大変ありがとうございます。また、大きな世論として、最高裁が異例の歴史的な違憲判決を出したという点でも私たちは大変喜んでいますし、一部の内容かなと思いましたら、いろいろ勉強してみると、大きな日本の社会保障、つまり、日本人というか、国内で暮らしている方々が最低限この部分は保障する、つまり、憲法25条に基づいた政府の最低限の基準を示した制度というようになっています。その点でも、この意見書が可決していただけますように心からお願ひ申し上げます。

それでは、読み上げます。

生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかに対応を求める意見書（案）。

最高裁判所は本年6月27日、厚生労働省が2013年から行った生活保護基準額の引下げについて、「厚生労働大臣の判断には誤りがあり、違法」とした統一的な判断を示した。

今日、生活保護利用者は、光熱費・食品など全ての生活必需品の価格高騰、命の危険を感じるほどの猛暑など、生きること自体が苦しい状況の中、「食べ物を買うお金さえない」などの悲痛な声が上がっている。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、国に対して全ての生活面について、社会福祉・社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努める責務を課している。

この憲法理念に基づき生活保護基準額は、国の発表でも最低賃金の額、就学援助費の支給基準、地方税の課税限度額、施設利用料負担額など47の制度と連動・関連し、「ナショナル・ミニマム（国の最低限度保障）」を決定する基礎的役割を持っている。このことから、生活保護制度は制度利用者だけでなく、多くの人々にとっても、重大な影響を持つものであり、まさに「いのち・人権

のとりで」とも言うべき重要な制度なのである。

よって、最高裁判所の判決をふまえ、生活保護制度利用者全員に対し、下記の事項について速やかに措置されるよう強く要請する。

記。

1、猛暑を乗り越えるためにも、緊急に物価高騰に見合う10%以上の大額な基準額引上げを直ちに行うこと。

2、違法な減額によって侵害された原告及び生活保護制度利用者の生存権を一刻も早く回復するため、減額分を遡及して保障すること。

3、「物価偽装」などの手段を用い、基準部会に諮らないなどの違法な手続によって生活保護基準額を引き下げ、長期間にわたって原告及び生活保護制度利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えてきたことに対し、真摯に謝罪すること。

4、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月24日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 丸山恵二。

宛先は、記載のとおりであります。

私が強調したいのは、全協でもお話をしましたが、この裁判を闘った、指導をした原告の弁護士、尾藤廣喜さんという弁護士さんがレポートを書かれています。それを私は読みました。そこで、やはり生活保護の基準というのが、この意見書の中にもありますように、47の制度と連動している。つまり、ナショナル・ミニマム、最低基準を決める上での参考資料だけではなくて、基準となっているというのがありました。そういう点では、生活保護を受けている方だけの問題かなというように私自身も思ってきましたし、そういう点では違うんだなというように思います。やはり生活保護というのが、名前も私は変えんとあかんなと思っています。この尾藤弁護士さんも、生活保障制度というように変える必要があるというように提起をされています。

つまり、小森議員が言われたように、不正に生活保護を利用してのうのうとしている、こういう不逞の方々がいるのは事実です。ですから、そういう方々が、やっぱり崇高な権利ですよ、そういう不正なことをしてアクセスすることはできんのやというのを国としてしっかりと示していく。それに基づいて、町の行政も、これは、認定をするのは、甲良町の場合は6町の場合は県が握っているんですけども、県の対応もやはり生活権を保障するという崇高なものとして対応していく必要がありますし、そういう広い意味で、不正は許さん。だけども、やはり生活保障をする上で、病気になって働けないのは実際に出てきます。そういう方々が、生存権として、人権として保障される、そういう枠組み

をやっぱり広げていく必要があるというように思っていますので、この意見書、あと、請願されたのは犬上3町と愛荘町にも請願をされたと聞いています。ですから、先頭になって甲良町の議会がこの意見書に賛同して、そして、政府の方に送られるということが大事だというように思いますので、ぜひご賛同いただけますようよろしくお願ひいたします。

発言、間違っておりました。指摘がありましたので、上から6行目の括弧ですね。「食べ物を買うお金さえない」と言ってしまいましたが、「足りない」というのが正確です。それから、もう一つは、「この憲法理念に基づき」から始まるセンテンスですけども、地方税の「非課税」としなければならないところを「課税限度」と言ってしまいましたので、訂正をさせていただきます。その文書自体が正確というように改めて提案させていただきます。よろしくお願ひします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 木村です。

今、提出者の方からも提案説明があったんですが、この文書、いわゆる意見書からすると、この生活保護費を引き下げるというのはあまりよろしくないというふうには、私はそうは思うんですが、ただ、提出者の方から説明もあったんですが、いわゆる甲良町においての生活保護者は県の担当者が決めるということになっておるわけですが、その不正を行ったような人も生活保護になっておられるということも世間で耳にします。だから、この引下げを違憲というのは、この文書には賛成なんですか、ただ、そっちの方が先じゃないかと。不正を行っておる方を取り締まるというか、そっちの方が先じゃないかということで、この意見書に対しては反対をさせていただきます。

○丸山議長 木村誠治議員。

○木村誠治議員 今の意見書第4号について、反対の立場から討論いたします。

まず、生活保護制度は、真に支援を必要とする方々を守るための最後のセーフティーネットであることは言うまでもありません。しかし、現実には、不正受給やモラルハザードが後を絶たないことも事実であります。生活保護費の不正受給は、制度そのものへの国民の信頼を大きく損ね、また、現場の福祉行政に重い負担を及ぼしています。こうした課題を解決せずに、判決を受けて速やかな対応を国に求めるというのは拙速であり、制度の根本的信頼性をさらに低下させるおそれがあると考えます。

さらに、受給資格の適正な判定を厳格に行うことは、制度を持続可能に維持する上で極めて重要です。安い基準引上げや国に対する過度な財政拡大の要請は、真に困窮した方への支援をかえって薄め、不正受給を誘発する土壤を広げかねません。私たちが求めるべきは、速やかさではなく、厳格さや適正さであります。

加えて、地方自治体の立場から見れば、不正受給者への対応には莫大な調査、回収コストがかかっており、それは結果的に地域住民全体の負担となります。適正な運用を確立することこそ、財政を有効に活用し、本当に支援を必要とする方々に的確な援助が届く保障につながるはずです。

以上の観点から、本議会が国に対して生活保護費の早急な引上げ対応を求めるることは適切ではなく、むしろ制度の適正化や不正受給防止の徹底を強調すべきと考えます。よって、本意見書に反対いたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第4号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第18 意見書第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第5号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和7年9月24日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、山田光義。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

9番、西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書(案)。

国民は長引く物価高に苦しみ続けている。日銀「生活意識アンケート」(2025年6月)では生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超に上り、帝国データバンク「倒産集計 2025年上半期」によれば、12年ぶりに5,000件を超えた倒産企業の大半が中小企業である。

本年7月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となった。選挙の結果、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が大きく躍進した。

世界では、110の国・地域で付加価値税(消費税)の減税が実施され、ベトナムは10%から8%への減税を2026年末まで延長した。マレーシアは2018年の選挙結果を受け消費税を廃止している。中国は昨年末に輸出に伴う大企業への付加価値税還付金を削減・廃止した。

税の専門家は、所得1億円を超えると税の負担率が下がる「1億円の壁」など、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算している。インボイス制度は、フリーランスや小零細業者にとっては身銭を切るなどの過酷な税負担を強いており、回答者の9割超がインボイス制度の廃止を求めていたというアンケート結果もある。

よって、甲良町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記。

1、消費税率を5%以下へ引き下げる。

2、インボイス制度を廃止する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月24日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 丸山恵二。

提出先は、記載のとおりです。

以上、皆さんのご賛同をぜひよろしくお願いします。

皆さんもひしひしと感じていると思いますが、本当に日々物価が上がっています。価格が上がらないなと思っていたら、1つのパックや、それから内容がごとんと小さくなっています。そういう点では、本当に暮らしが非常に厳しくなっています。収入はどうかというと、どの分野もやはり厳しい状況ですし、年金生活者にとっては本当に微増に上がりましたけども、物価高についていきません。給料は依然として物価高を上回るような状況ではありません。最低賃金が10月1日から実施をされますが、それについても物価高に追いつくような内容にはなっておらず、滋賀県も1,000円を超えて若干上がりましたが、それについても物価の上昇に追いつけていかないという状況です。そういう点

でも、即効性のある法律を適用すれば消費税の税率を下げるることはできますので、どういう財源を生んでくるかというのが全協でもありました、国会の議論の中で決まっていく問題です。そこはこちらが決めるわけではありません。だけども、やはりこういう声を、消費税を何らかの形で下げてほしいという声は上げていく必要がありますので、どうぞ議員の皆さんのご賛同をぜひよろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第5号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第5号は可決されました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長　閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月5日の開会以来本日まで20日間にわたり、令和6年度決算認定をはじめ、多数の案件について、本会議並びに常任委員会においてそれぞれ慎重なるご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

また、9月も後半となり、朝晩過ごしやすくなってきておりますが、寒暖差も大きく、体調を崩しやすい時期でもあります。議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、9月定例議会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長　これをもって、令和7年9月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時44分　閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に  
より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 福 原 守